

認定ドナーコーディネーターの業務について

第1 業務の概要

臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植コーディネーター（以下「認定ドナーコーディネーター」という。）の業務内容は次のとおりとする。

- ア 臓器提供者（臓器提供者となりうる者を含む。以下同じ。）の発生時から主治医及び院内ドナーコーディネーターと連絡を取り、臓器あっせん機関へ臓器提供者が発生した旨を報告しつつ、臓器提供の医学的適応の確認等の初動対応を行うこと。
- イ 臓器提供者の臓器提供に係る意思の確認や、臓器提供者の家族に臓器提供・臓器移植について説明を行うとともに、臓器あっせん機関に所属するコーディネーター（都道府県臓器移植連絡調整者を含む。以下「臓器あっせん機関コーディネーター」という。）の立会いのもと、脳死判定承諾書及び臓器摘出承諾書の取得を行うこと。
- ウ 摘出された臓器の搬送手配や、臓器摘出が実施される場合の補助を行うこと。
- エ 臓器あっせん機関コーディネーターが行うドナー関連業務実施法人、臓器提供施設、移植実施施設、アイバンク、児童相談所、市町村又は都道府県の設置する福祉事務所、警察署、臓器搬送業者その他の臓器移植に関係する機関との連絡調整の補助を行うこと。
- オ アからエまでに掲げる業務の経過等について、記録及び保存をすること。

第2 業務内容及び業務手順の詳細

認定ドナーコーディネーターが臓器提供症例（臓器提供の可能性のある症例を含む。）に対して行う業務内容及び手順の詳細は次のとおりとする。

1 第一報受信から一次評価まで

- （1）臓器提供施設において、患者が脳死とされうる状態と診断され、家族が臓器移植コーディネーターの説明を聞くことを希望した場合、担当医から臓器提供者発生情報の第一報を受信する。
- （2）第一報受信後、患者の基本情報等を確認する。その際、認定ドナーコーディネーター協議会が別途定める「認定ドナーコーディネーター対象患者スクリーニングチェックシート」に従い、認定ドナーコーディネーターが対応する事例に該当するか認定ドナーコーディネーターが判断する。認定ドナーコーディネーターが対応する事例と判断した場合には、臓器提供の可能性のある事例として対応開始する旨を、臓器提供施設の各部署、臓器あっせん機関及び都道府県臓器移植連絡調整者に連絡する。認定ドナーコーディネーターが対応する事例ではないと判断した場合は、臓器あっせん機関にあっせん業務の遂行を依頼する。
- （3）現地あっせん機能（以下「EDC」という。）にログインし、「情報受信時確認事項」を入力する。
- （4）JOT に、臓器あっせん機関コーディネーターの派遣及び EDC の操作権限付与を依頼する。
- （5）EDC の「一次評価チェックリスト」を入力する。
- （6）臓器あっせん機関（臓器あっせん機関コーディネーターが臓器提供施設に来院している場合には、臓器あっせん機関コーディネーター。以下「臓器あっせん機関等」という。）に連絡し、EDC への入力内容について確認を依頼する。

- (7) 家族が臓器移植コーディネーターによる臓器提供に関する説明を希望した場合、臓器あっせん機関等に連絡した上で、認定ドナーコーディネーターが家族に臓器提供に関する情報提供を実施する。その際、説明の実施前に認定ドナーコーディネーター認定証を家族に提示した上で、説明を始める。
- (8) 家族に対する情報提供が終了した旨を臓器あっせん機関等及び臓器提供施設に連絡するとともに、EDCの「承諾前記録」に面談記録を入力する。
- (9) 家族が臓器提供を辞退した場合、その旨を臓器提供施設等に共有する。家族が心停止後臓器提供のみを希望された場合、速やかに臓器あっせん機関及び都道府県臓器移植連絡調整者に連絡し、以降の臓器あっせん業務遂行を依頼する。

2 家族説明から同意取得まで

- (1) 家族から臓器提供の意向があった場合には、臓器あっせん機関等に連絡する。
- (2) 一次評価チェックリストの記載内容について改めて確認し、臓器あっせん機関等に共有する。臓器あっせん機関から記載内容について指摘があった場合は、確認の上、修正等の対応を行う。
- (3) 医療機関側の要望する承諾取得予定時刻、脳死判定予定時刻及び摘出手術予定時刻を確認し、臓器あっせん機関等に共有する。
- (4) 臓器あっせん機関等に連絡し、家族の希望を加味しながら、承諾手続に係る家族面談の日程調整を行う。オンライン立会いの場合には安定した通信環境の確保も含め、手段について事前に確認を行うことが望ましい。
- (5) 承諾手続に係る家族面談の前に、立会者である臓器あっせん機関コーディネーター（以下単に「立会者」という。）と事前に打合せを行い、患者及び家族の状況等を共有する。
- (6) 承諾手続に係る家族面談を開始する際に、その旨を臓器あっせん機関等に報告するとともに、立会者に連絡する。
- (7) 認定ドナーコーディネーター認定証を家族に提示した上で、承諾手続に係る家族面談を行う。その際、JOTが他の臓器あっせん機関や認定ドナーコーディネーターが使用できるように作成している「脳死下臓器提供用説明冊子」を用いながら、次に掲げる事項を伝えた上で、家族に説明を行う。
- ・ 認定ドナーコーディネーターの立場及び役割
 - ・ 本日説明を聞いても、直ちに承諾手続を行う必要はないこと
 - ・ 臓器摘出手術の前であればいつでも撤回できること
 - ・ 家族が承諾書に署名をした場合には、立会者である臓器あっせん機関コーディネーターが手続に問題がないことを確認すること
 - ・ 認定ドナーコーディネーターによる承諾手続を希望しない場合は、臓器あっせん機関による対応が可能であること
 - ・ 説明を中断した場合や臓器提供を希望しない場合でも、家族には不利益がないこと
 - ・ 家族が臓器提供以外の選択肢も検討している場合であって、障害福祉制度等についての説明を希望される場合には、院内外の専門職の紹介が可能であること
- (8) 承諾手続に係る家族面談を実施し、脳死判定承諾書及び臓器摘出承諾書を取得した後、家族と立

会者のみで面談を行う時間を設けるため、認定ドナーコーディネーターは退室する。

なお、立会者が認定ドナーコーディネーターの承諾手続に問題がないことを判断した場合は、立会者は脳死判定及び臓器摘出の承諾手続に係る立会証明書（以下単に「立会証明書」という。）を2部作成し、1部を臓器提供施設に交付し、もう1部は臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第14条に基づき、臓器あっせん機関において適切に保存する。立会者がオンライン参加の場合には、立会者は立会証明書の電磁的記録を速やかに臓器提供施設及び臓器あっせん機関に送付し、臓器提供施設及び臓器あっせん機関は当該電磁的記録を適切に保存する。

（9）問診票の作成を行うとともに、承諾手続が終了したことを臓器あっせん機関等に連絡する。

3 同意取得から法的脳死判定前まで

- （1）臓器あっせん機関コーディネーター（臓器提供施設に来院している者をいう。以下3から6までにおいて同じ。）が入力したEDCの基本情報を臓器あっせん機関コーディネーターとともに確認する。
- （2）臓器提供意思登録システムでの意思登録の有無について、臓器あっせん機関に確認を依頼する。
- （3）臓器あっせん機関コーディネーターが行うドナー検査に係る検体搬送等に対して、補助又は協働して実施する（例：臓器あっせん機関が持参した採血管にシールを貼る、梱包する）。
- （4）臓器あっせん機関コーディネーターが検査結果、画像データ、画像検査報告書、救急隊記録その他のドナー情報（以下単に「ドナー情報」という。）をEDCに入力・アップロードするに当たり、補助又は協働して、ドナー情報を収集する（例：主治医へ画像データの提供を依頼する、検査データや画像検査報告書を印刷する）。
- （5）臓器あっせん機関コーディネーターに、メディカルコンサルタント（臓器移植に係るドナーの状態及び当該ドナーの臓器について医学的評価を行う医師をいう。以下同じ。）が来院する時間を確認し、超音波検査機器や気管支鏡検査機器その他医学的評価に用いる医療機器の使用について、臓器提供施設内の了承を得る。また、メディカルコンサルタントが来院する前に、胸腹部レントゲンや心電図等の依頼内容を臓器あっせん機関コーディネーターに確認した上で担当医に依頼する。
- （6）臓器摘出術に必要な手術申込み、赤血球製剤、アルブミン製剤等の血液製剤、術中迅速病理診断その他各種検査を担当医に依頼する。術中迅速病理診断については、病理医又は臨床検査技師に臓器摘出手術中の対応が可能かどうか事前に確認及び調整を行い、その結果を臓器あっせん機関コーディネーターに共有する。
- （7）承諾取得後に、臓器あっせん機関及び臓器あっせん機関コーディネーターから臓器提供に関する適応上の不備が指摘された場合には、適切に対応する。

4 法的脳死判定

- （1）臓器提供施設が行う脳死判定について前提条件（体温、血圧、代謝内分泌障害、電解質、鎮静剤、筋弛緩剤等）を満たしていることを確認し、判定医に報告する。
- （2）臓器提供施設が、第1回法的脳死判定を法的脳死判定マニュアルに沿って行っていることを判定医とともに確認する。また、判定医が記載した法的脳死判定記録書の内容を複層的に確認する。これらの確認は臓器あっせん機関コーディネーターとともに行うことが望ましい。

- (3) 臓器提供施設が、第2回法的脳死判定を法的脳死判定マニュアルに沿って行っていることを判定医とともに確認する。また、判定医が記載した法的脳死判定記録書の記載内容を複層的に確認する。これらの確認は臓器あっせん機関コーディネーターとともに行うことが望ましい。

5 法的脳死判定から臓器摘出手術まで

- (1) 臓器あっせん機関コーディネーターがドナー情報を EDC の「ドナーチャート」に入力・アップロードするに当たり、補助又は協働して、ドナー情報を収集する（例：主治医へ画像データの提供依頼、検査データや画像検査報告書の印刷、「摘出チーム入館時・手術室入室時の注意事項」の記載補助）。
- (2) 臓器摘出手術のスケジュール決定に際しては、医療機関側の窓口は認定ドナーコーディネーターが務め、臓器あっせん機関が提案するスケジュールを医療機関内に周知するとともに、必要に応じて各部署との調整を行う。
- (3) 臓器あっせん機関が派遣調整を行うメディカルコンサルタントが来院した際には、医療機関内の動線を補助又は協働して案内する。
- (4) 摘出チームの受け入れと臓器搬送時の経路の策定について、臓器あっせん機関が行う動線の確保に対して、補助又は協働して実施する（例：タクシーの依頼や病院救急車の使用依頼）。

6 臓器摘出術準備から臓器摘出・臓器搬送まで

- (1) 臓器提供施設と臓器あっせん機関コーディネーターが手術室、麻酔科医、病理医等と情報共有のためのミーティング等を行う際には、認定ドナーコーディネーターは関係者間で円滑なコミュニケーションが保たれるよう努める。
- (2) 臓器あっせん機関コーディネーターが行う摘出チームによる三次評価への対応や手術室への出棟時対応に対して、補助又は協働して実施する（例：医療機関への超音波・気管支鏡の借用依頼、摘出チームへの三次評価記録の記入依頼）。
- (3) 臓器あっせん機関コーディネーターが行う手術室業務に対して、補助又は協働して実施する（例：摘出チームミーティングへの参加、タイムラインの記録等）。
- (4) 臓器搬送に際し、臓器あっせん機関コーディネーターが行う摘出チームの誘導について、補助又は協働して実施する。

7 お見送り・事例対応後

- (1) エンゼルケアやお見送りについて、家族の希望（最期の別れ・黙祷等）を事前に確認し、環境を整える。
- (2) 退院口までの動線確保及び付き添いを行い、お見送りに参加する。
- (3) 家族面談の様子や承諾後の家族対応について、EDC の「家族対応記録」へ入力する。
- (4) 脳死下での臓器提供事例に係る検証作業のため、JOT の「あっせん事例評価委員会」に提出する資料を作成する。

第3 その他

- 1 EDC への入力については、システム等の準備が整うまでの間、紙媒体へ記入することを妨げない。
システム等の準備が整った後は、EDC への入力が必要となる。
- 2 本内容はあっせん業務の運用変更に応じて、今後も変更が行われる可能性がある。